

## 茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラスにおける指定管理者制度の導入について

### 1 施設の概要

	体験学習センター	旧福祉会館	旧海岸青少年会館
開設時期	H31. 1～	S45. 5～H30. 12	S44. 1～H27. 9(H30. 12)
所管課	青少年課	福祉政策課	青少年課
管理運営	直営	指定管理 (福)茅ヶ崎市社会福祉事業団	直営
延床面積	3, 296. 42 m <sup>2</sup>	1, 856. 65 m <sup>2</sup>	199. 90 m <sup>2</sup>
貸室数・定員	18室 (1, 089人) 他に開放室・フリースペース	9室 (580人)	8室 (352人)

○ (仮称) 茅ヶ崎公園体験学習施設の管理運営の基本的な考え方 (H30. 2. 20)

- ・世代間交流を促進し、自主事業の充実や公園施設と一体となった事業を効率的かつ効果的に推進するため、一元的管理を図ります。
- ・市民に永く愛され、利用されるためには、時代の変化や利用者ニーズに柔軟に対応し、市民とともに育つ施設であることが求められることから、当面の間、市直営とします。

### 2 直営による成果

「管理運営の基本的な考え方」では、「時代の変化や利用者ニーズに柔軟に対応し、市民とともに育つ施設であることが求められる」ことから「当面の間、市直営」としています。

体験学習センターでは、市民が自らサークル等を組織して活動を行う場を提供する「貸館事業」や職員が企画し活動する機会を提供する「自主事業」を実施することにより、さまざまな学びや体験を通じて、子どもから高齢者まであらゆる世代の交流促進を目指しています。自主事業については海岸に近いという地理的メリットや他の公共施設にはない屋外スペースを効果的に活用しながら、職員がしっかりと市民ニーズを捉え、実績を作り上げてきました。

また、開館以来、市職員が日常の運営の中で利用団体と直接、意見を交わすことのできる直営のメリットを活かし、登録団体とのネットワークを構築してきました。特にコロナ禍以降は施設の将来を見据え、利用者（登録団体）と連携した取り組みを進め、成果を上げています。

その他、後述する利用者アンケートでは、職員の窓口対応について、高い評価の声をいただいています。これは市が推進する接遇の向上がOJT等を通じて各職員に浸透した結果と言えます。

### 3 施設の利用状況等から見た課題と方向性

直営施設として成果を上げる一方で、次のような管理運営上の課題が明らかになっています。

○貸室・フリースペースの利用者対応や館内の巡回に専念する職員が必要

貸室は1時間単位の貸し出しとなっており、利用団体の対応中に新規登録申請や学習室、屋外広場の受け付け、電話での問合せ等が重なる。施設を安全に利用していただくためには館内を巡回し、利用者に声掛けできる体制が望ましい。

○施設の維持・管理・点検に専念する職員が必要

松の落葉や公園敷地内から流れ込む土砂が施設の排水を阻害するため、頻繁に清掃を行わなければならない。

掲示物やカラーコーン、使用頻度の高い設備は常に補修が必要な状態にある。

○施設の維持・管理、修繕に専門的な知識が必要

様々な付帯設備のある施設であり、事業者へ委託する点検箇所も相当な数となる。職員は機械や電気系統の故障・トラブルについて、専門分野に長けてないため、都度、専門職のいる課かいや事業者等に相談しなければならず、復旧までかなりの時間を要している。

○市民へのさらなる周知、利用者満足度を高める取り組みを展開する必要

施設の目的は「様々な学びや体験により多世代交流を図る」ことであり、職員にはその環境整備が求められているが、維持管理が主要な業務となり、開館時間中も雑多なことに時間を要している。

→職員（正規職員・再任用職員）が事務作業を行いながら、兼務的に施設運営に携わる現状では、利用者に十分に目が行き届かず、サービスの向上につながりにくい。

→指定管理者制度の導入を考えるタイミング

#### 4 施設の管理運営・民間活用に関する市の考え方等

○茅ヶ崎市財政健全化緊急対策（R2.3）

- ・（民間活力活用の加速化）行政が直営で実施すべきか、あるいは民間を活用すべきか、費用対効果を十分に検討したうえで積極的に活用します。
- ・（施設の見直し）現在の施設に対する市民ニーズを丁寧に捉え、施設の複合化・統合、民間への施設の譲渡、民間施設との複合化または廃止の検討を行います。

○指定管理者制度導入に関する基本的考え方（R2.3）

- ・すべての公の施設について指定管理者制度の導入を検討することとし、指定管理者制度の導入によるメリットが見込めない施設を除き、指定管理者制度を導入するものとします。

○茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂版）（R4.3）

- ・体験学習施設は、施設の管理運営のさらなる適正化の推進を図るため、都市公園法の制限などに留意し、民間活力の活用や稼働率の低い貸室の転用による他用途との複合化などを検討します。

#### 5 指定管理者制度導入の可能性に関するサウンディング型市場調査

法令上、用途が限定され、維持・管理に課題を有する体験学習センターの指定管理者制度導入の可能性を判断するため、令和4年9月から10月まで約1か月間、10の民間事業者との対話を実施しました。

○調査結果

- ・指定管理者制度成立の可能性について 10社中9社が「高い」「やや高い」と回答
- ・本事業への参画意向について 10社中8社が「積極的に参画したい」「参画したい」と回答
- ・施設の修繕について、現在よりも迅速な対応が可能となる。
- ・自主事業について、より集客力のある講座を企画し、収入確保につなげることが可能となる。
- ・事務の効率化によりスタッフが施設の運営に専念することで、市民サービスの充実を図ることが可能となる。
- ・法令上、活動が限定されることは指定管理者応募の阻害要因にはならない。
- ・既存の減免団体については、指定管理者制度導入後も同様の対応が可能である。

→指定管理者制度を導入し、市民サービスのさらなる向上を図ることは十分に可能であると判断しました。

#### 6 人員体制・経費

サウンディング調査実施後、体験学習センターと類似する施設の指定管理実績がある事業者個別に聞き取りを行いました。また、現在の収支の状況を精査することで、指定管理移行後の人員体制・経費を試算しました。

〔人員体制〕

現行 (R4 年度 : 306 日開館)			指定管理者移行後 (案)		
	人数	1日当たり		人数	1日当たり
<8:30~17:15>			<8:30~21:30>		
正職員 (所長含む)	4 人	2~3 人	常勤職員 (運営)	4 人	3 人
短時間再任用職員	2 人	0~1 人	常勤職員 (維持管理)	1 人	
会計年度任用職員 (社会教育嘱託員)	5 人	2~3 人	非常勤職員 (運営)	4 人	2~3 人
平均		5~7 人	※運番あり 平均		5~6 人
<17:00~21:30>			<17:00~21:30>		
会計年度任用職員 (夜間管理業務員)	9 人	2 人	非常勤職員 (夜間)	8 人	2 人
平均		2 人	平均		2 人

※指定管理者移行後の人員体制について、本課 (現在は青少年課) では、体験学習センターにかかる事務や施設との連絡調整等を担当する職員が必要となります。

体験学習センターは比較的規模の大きな施設であり、管理運営上、1 日当たりのスタッフ数を大幅に削減することは困難となります。現在、職員が庁内共通事務に充てている時間や会議・研修等で本庁に出向している時間を施設の運営管理に充てることで、「3」に掲げる課題の解決につながる事が可能となります。

〔経費〕

		R4 年度 (予算)	R●年度 (初年度) (見込み)	R●年度 (2 年目~) (見込み)
収入	使用料 等	6,196,000 円	13,650,936 円	13,650,936 円
支出①	管理運営経費	37,868,000 円	86,320,409 円	83,160,409 円
支出②	人件費 (職員・再任用職員)	39,389,000 円		
	合計	77,257,000 円	86,320,409 円	83,160,409 円
収支	収支差額 (指定管理料)	71,061,000 円	72,669,473 円	69,509,473 円
	*R4 予算 (支出②は見込み額) との差額		1,608,473 円	▲1,551,527 円

※支出②の人件費は職員課調べ 給与費と社会保険料等事業主負担金の合計

R4 年度の金額は R3 年度実績を基にした見込み額

※指定管理初年度の収入は R4 年度の収入見込額に利用団体数の増加を加味して算出、支出は事業者からの概算見積りによる

※指定管理 2 年目以降の支出は初期費用の減額が見込まれます

令和 4 年度の使用料収入は 11 月末時点で当初予算を上回っています。依然としてコロナ禍にありますが、登録団体は増加傾向にあり、今後も利用件数の増加が見込まれます。

管理運営経費は施設の維持・管理・点検にかかる経費が中心であり、指定管理となった場合も大幅な削減は困難となります。現在、所管課の予算には含まれていない OA 機器等のリース代等が必要経費に加わります。

指定管理期間を 5 年間と想定した場合、実現性の高い使用料収入を見込むことで、令和 4 年度の歳出予算の範囲内 (職員の給与費を含む) で運営することが可能となります。

7 うみかぜテラス利用に関するアンケート

利用者の声を施設の運営に反映するため、令和 2 年度から利用者アンケートを実施しています。令和 3 年度、4 年度は「民間事業者による運営」についての設問を設けました。

○令和3年度 (R3. 9. 13～10. 17) (回答数 96)

- ・サービスの向上や運営の効率化につながるのであれば、民間の運営がよい 20 (20.83%)
- ・サービスが低下しないならば、市でも民間でもよい 42 (43.75%)
- ・市が直接、管理運営したほうがよい 14 (14.58%)
- ・わからない、その他、未回答 20 (20.83%)

○令和4年度 (R4. 9. 1～9. 30) (回答数 98)

- ・現在と同様、市が運営するほうがよい 43 (43.88%)
- ・民間事業者による運営がよい 4 (4.08%)
- ・どちらかといえば市が運営するほうがよい 33 (33.67%)
- ・どちらかといえば民間事業者による運営がよい 6 (6.12%)
- ・未回答 12 (12.24%)

令和4年度は「市が運営するほうがよい」との回答が多数を占めましたが、回答者の中には「市と民間の違いが分からない」「利用料金が高くなる」「どちらでもよい」との意見も含まれており、選択理由から分類すると「市が運営」は46人(46.94%)、「民間が運営」は19人(19.38%)、「どちらでもよい」が14人(14.28%)となります。(未回答・その他は19人(19.39%))

利用者は「誰が管理するか」よりも「どのように管理するか」に着目しています。

## 8 サウンディング型市場調査の結果等を踏まえての施設の管理運営の方向性

体験学習センターの目指す姿は「(仮称)茅ヶ崎公園体験学習施設の管理運営の基本的な考え方」に示されており、所期目的を達成できるよう、これまでも様々な事務改善を図り、自主事業を充実してきました。一方で、開館後に明らかとなった諸課題により職員の担当する業務が多岐にわたり、期待に応えきれない部分も出てきています。

サウンディング参加事業者からは施設の立地や設備が魅力的であるとの意見が多く出ており、民間の力を活用することで、施設の持つ可能性をさらに引き出すことが可能となります。

施設周辺は本市を代表するエリアであり、地域の賑わい創出や本市の魅力の発信につながっていくことから、民間事業者の専門性を活用することの効果は大きいと考えます。

○施設の管理運営について指定管理者制度を導入します。

○指定管理者制度の導入時期は令和6年4月からとします。

○利用団体への説明会等を設け、周知を図ります。

○体験学習センターの所管課を再検討します。

## 9 スケジュール案 (R6. 4. 1 より指定管理開始)

○令和4年度		○令和5年度～令和6年度	
R4. 12. 27	政策調整会議	R5. 5. 〇〇	例規等審査会
R5. 1. 12	政策会議		教育委員会定例会
R5. 1. 19	教育委員会定例会	R5. 6. 〇〇	6月議会(条例改正・債務負担行為)
R5. 1. 26	全員協議会	R5. 7. 〇〇	選定委員会①
R5. 2～	登録団体への説明	R5. 10. 〇〇	選定委員会②
		R5. 12. 〇〇	12月議会(指定管理者指定)
		R6. 4. 1	協定締結

茅ヶ崎公園体験学習センターにおける指定管理者制度導入の可能性に関する  
 サウンディング型市場調査  
 実施結果概要

1 調査の目的

開館以来、市直営で運営している茅ヶ崎公園体験学習センター（うみかぜテラス）について指定管理者制度導入の可能性を判断するため、民間事業者との対話を実施するもの。

2 調査の内容

(1) 対象施設 茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス  
 所在地：茅ヶ崎市中海岸三丁目3番9号

(2) 対話の内容

- ① 施設管理全般について
- ② 自主事業について
- ③ 管理運営手法について
- ④ 事業への参画意向について

3 調査の経過

- (1) 実施要領の公表 令和4年7月21日（木）
- (2) 対話申込受付 令和4年7月21日（木）～8月24日（水）
- (3) 対話実施期間 令和4年9月14日（水）～10月26日（水）

4 参加事業者

10社

5 対話の概要

別紙のとおり

6 調査結果

- (1) 法令等の規制を受ける施設であるため、事業を展開するにあたりハードルが高く感じられる部分があることを懸念していましたが、指定管理者制度成立の可能性について、10社中9社が「高い」「やや高い」との回答であり、また、本事業への参画意向について、10社中8社が「積極的に参画したい」「参画したい」との回答であったことから、用途が限定されることは指定管理者応募の阻害要因にはならないことを確認しました。
- (2) 施設の修繕について、現在よりも迅速な対応が可能となることを確認しました。  
 簡易的な修繕に対応するスタッフを常駐させる方法や修繕発生時に本社から派遣する方法があることを確認しました。
- (3) 自主事業について、より集客力のある講座を企画し、収入確保につなげることが可能となることを確認しました。
- (4) 事務の効率化により、スタッフが施設の運営に専念することで、市民サービスの充

実を図ることが可能となることを確認しました。

(5) すでに新型コロナウイルスの影響を経験していることから、コロナ禍に指定管理者制度を導入することについて、応募には影響がないことを確認しました。

## 7 今後の予定

今回の調査結果を踏まえ、令和6年4月から指定管理者制度を導入する方向で進めていくこととします。

## 対話結果（概要）

主な対話内容	事業者からのご意見・ご提案等
<b>【1 施設管理全般について】</b>	
① 施設の魅力・ポテンシャルをお聞かせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然に囲まれていて、海が近い。</li> <li>・公園に隣接しており、スポーツ施設を活用した事業展開も考えられる。</li> <li>・駅から徒歩圏内にある。</li> <li>・駐車場が広く、圏央道からのアクセスも良い。</li> <li>・貸室のバリエーションが豊富で、様々な用途に対応できる設備がある。</li> <li>・自主事業の展開がしやすい。</li> </ul>
② 施設の課題・懸念事項をお聞かせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主事業の広報が不足している。</li> <li>・団体登録や利用料金の支払い等の手続きが不便である。</li> <li>・個人利用がしづらい。</li> <li>・利用者が気軽に利用できる環境が整っていない。</li> <li>・閑散日の利用促進が必要である。</li> <li>・施設の利用しやすさを活かすため、施設の維持管理や巡回の体制をしっかりと確保する必要がある。</li> </ul>
③ 施設の点検・修繕方法についてノウハウや対応可能な範囲をお聞かせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元業者とのネットワークや協力会社との連携により迅速な対応を心掛ける。</li> <li>・専門性の高い点検及び修繕は外部委託にて対応する。</li> <li>・年間管理計画を作成し適切に管理する。</li> </ul>
<b>【2 自主事業について】</b>	
④ 自主事業の展開についての考え方を聞かせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の団体を講師に招く。</li> <li>・関係団体等と連携した事業を実施する。</li> <li>・市民が何かを始めるきっかけになるような初心者向け、体験型の事業を展開する。</li> <li>・他の指定管理施設と連携した事業を実施する。</li> <li>・「みどり」「海」といった環境を活かした事業を展開する。</li> </ul>
<b>【3 管理運営手法について】</b>	
⑤ 指定管理者制度成立の可能性をお聞かせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高い（7社）</li> <li>・やや高い（2社）</li> <li>・やや低い（1社）</li> </ul>
⑥ ⑤の理由をお聞かせください。	<p>&lt;高い、やや高い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市でも同様の施設での導入事例は多いため。</li> <li>・創意工夫により今後更に利用の増が見込まれる施設であるため。</li> </ul>

	<p>&lt;やや低い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採算ベースに達しないため。</li> </ul>
⑦ 指定管理者の実施体制をお聞かせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1社単独で実施（5社）</li> <li>・共同企業体として実施（3社）</li> <li>・共同企業体又は1社単独で実施（2社）</li> </ul>
⑧ 経費縮減策・収入確保策についてお聞かせください。	<p>&lt;経費縮減策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な人員配置による人件費の縮減</li> <li>・広告宣伝等スケールメリットを活かした費用の縮減</li> </ul> <p>&lt;収入確保策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的・継続的な自主事業（有料）の実施</li> <li>・自動販売機等の設置</li> </ul>
⑨ 市民サービス向上に向けた取り組みについてお聞かせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に必要な情報を即時配信する。</li> <li>・貸出物品を拡充する。</li> <li>・利用時間区分の見直しなどを検討する。</li> </ul>
⑩ 新型コロナウイルスの影響で懸念される点についてお聞かせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の減少による利用収入の減</li> <li>・安定した稼働率への影響</li> <li>・施設の利用停止</li> <li>・すでにコロナを経験しており、コロナ禍であることを持って応募しない理由にはならない。</li> </ul>
<b>【4本事業への参画意向について】</b>	
⑪ 本事業への参画意向をお聞かせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的に参画したい（7社）</li> <li>・参画したい（1社）</li> <li>・条件によっては参画したい（2社）</li> </ul>
⑫ ⑪の理由をお聞かせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の地域で同等の施設を運営している実績があり、期待に添えると考えるため。</li> <li>・市内・近隣で建物管理の業務を受託しており、スケールメリットを発揮できると考えるため。</li> <li>・経験豊富な人材を抱えており、施設のポテンシャルを十二分に発揮できると考えるため。</li> <li>・応募条件を考慮して検討したい。</li> </ul>
⑬ 本事業の実施期間（最適な指定期間）をお聞かせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年程度（7社）</li> <li>・7年程度（2社）</li> <li>・10年程度（2社） ※複数回答あり</li> </ul>
⑭ ⑬の理由をお聞かせください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年が指定管理制度の一般的な期間であり、他施設でも5年間の指定管理の経験があるため。</li> <li>・指定期間が長い程、人や物に投資でき、管理運営しやすくなる一方、社会情勢の変化というリスクを伴う部分もあることから7年が妥当である。</li> <li>・10年あると長期的視点に立ち、市民サービスの向上に資することが可能である。</li> </ul>



(仮称) 茅ヶ崎公園体験学習施設の管理運営の基本的  
な考え方



茅ヶ崎市・茅ヶ崎市教育委員会

平成30年2月

# 目次

## ●管理運営の基本的な考え方

1	これまでの検討の経緯	・・・ 1
2	設置目的	・・・ 1
3	施設の概要	・・・ 2
4	名称及び愛称	・・・ 2
5	管理運営体制について	・・・ 3
6	開館日、開館時間について	・・・ 3
7	事業（体験学習）等について	・・・ 4
8	施設の使用について	・・・ 7
9	駐車場について	・・・ 8
10	その他施設の管理に必要な事項について	・・・ 8

## ●参考資料

- ・「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定に向けた方針【参考資料1】
- ・使用料等の減額免除の見直しについて【参考資料2】
- ・平面図【参考資料3】
- ・パブリックコメント実施結果

## 1 これまでの検討の経緯

老朽化や耐震性能に大きな課題のある旧海岸青少年会館<sup>1</sup> 及び福祉会館<sup>2</sup> は、「公共施設整備・再編計画」（平成 20 年 3 月策定、平成 28 年 9 月改訂）において複合化による再整備が位置づけられており、その後、施設整備のための基本的な考え方を両館利用団体、関係団体及び地域の皆様の御意見・御要望をいただきながら、平成 21 年 11 月に「海岸青少年会館・福祉会館複合施設再整備基本計画」（平成 23 年 2 月改訂）を取りまとめました。

平成 27 年度から簡易プロポーザル方式により選定した設計者とともに、海岸青少年会館、福祉会館の利用者団体や市民との意見交換等を通じて御意見、御要望をいただくとともに、法的整理を重ねながら様々な視点で精査を行い、平成 28 年度に実施設計を取りまとめました。

平成 29 年 7 月より建設工事に着手し、平成 31 年 1 月の開館に向けて整備を進めています。

## 2 設置目的

本施設は、都市公園である茅ヶ崎公園における公園施設の一つであることから、都市公園法の理念に則り、「都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資する」ことを目的とします。

また、茅ヶ崎公園が持つ“みどり”や“海”といった風光明媚な環境や場所の特性を生かした「野外体験」や「ものづくり体験」など引き続き先駆的な青少年健全育成事業を行うとともに、高齢者、障害者の健康増進・いきがづくりや多様な主体の福祉活動の支援を行います。（7 参照）

施設における体験や学習を通じ、子どもからお年寄りまでが出会い、学び、楽しみ、仲間をつくるなど、あらゆる世代がふれあい活動することができる市民の憩いの場として本施設を設置します。

---

<sup>1</sup> 本市が、神奈川県が青少年活動を促進し、その健全な育成を図ることを目的に昭和 45 年に設置し、平成 5 年に本市に移管され、本事業の一環で平成 27 年度に解体した施設。（所在地 茅ヶ崎市中海岸三丁目 3 番 10 号）

<sup>2</sup> 本市が、「市民の福祉の増進及び福祉活動の育成増進を図る」目的で昭和 45 年に設置した施設。（所在地 茅ヶ崎市中海岸二丁目 2 番 4 2 号）

### 3 施設の概要

#### (1) 所在地番

茅ヶ崎市海岸三丁目11483番59外 茅ヶ崎公園内（旧庭球場）



#### (2) 延床面積

3, 296. 42㎡

#### (3) 構造

鉄筋コンクリート造

#### (4) 階数

地上2階、地下1階

### 4 名称及び愛称

#### (1) 名称

（仮称）茅ヶ崎公園体験学習センター

#### (2) 愛称

本施設が、より多くの市民の皆様に愛され、永く親しまれる施設となるよう愛称を広く募集します。

## 5 管理運営体制について

現在、福祉会館は、平成 18 年度から指定管理者を導入し、管理運営を行っています。

一方、海岸青少年会館は、平成 5 年度に神奈川県から施設が移管され、市が直接管理を行っています。

本施設においては、次のとおり管理運営を行います。

- ・世代間交流を促進し、自主事業の充実や公園施設と一体となった事業を効率的かつ効果的に推進するため、一元的管理を図ります。
- ・市民に永く愛され、利用されるためには、時代の変化や利用者ニーズに柔軟に対応し、市民とともに育つ施設であることが求められることから、当面の間、市直営とします。
- ・学校、家庭、地域等の関係者・関係機関の連携を推進し、青少年会館との相互利用や人材の相互活用などを図るとともに、多様な地域の課題等に応じた機能を持つネットワークの構築を推進するために、海岸青少年会館及び福祉会館利用者や地域の関係団体等と連携を図りながら、より利便性の高い、適切な管理運営の実現を目指します。

## 6 開館日、開館時間について

### (1) 休館日

#### ア 毎月第 2 火曜日

ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とします。

#### イ 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで

ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないこと（休館すること）ができることとします。

### (2) 開館時間

午前 9 時から午後 9 時まで。

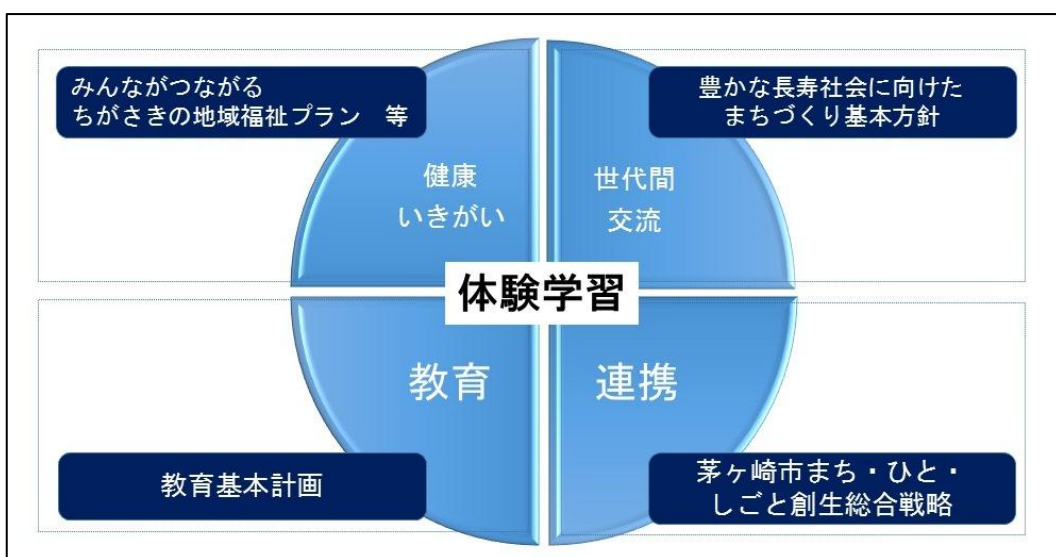
ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができることとします。

## 7 事業（体験学習）等について

本施設は、海岸青少年会館と福祉会館の複合化を図ることであらゆる世代が交流できる直接的な効果に加えて、地域の活性化などの地域社会への間接的な効果をもたらし、様々な相乗効果が地域社会に広がっていくことを目指します。そのためには、自らサークル等を組織して活動を行う場を提供する「貸館事業」のみならず、本施設が海岸青少年会館のノウハウを生かし、多種多様な事業を提案することで、仲間をつくり、自ら学び、活動する機会を創出する「自主事業」を次のとおり展開します。

### (1) 自主事業等（主催・共催事業）

#### ア 体験学習施設が強化する4つの事業



#### (7) 教育基本計画に基づく事業

核家族化の進展やライフスタイルの変化に伴い、地域のつながりが希薄になり、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。また、青少年を取り巻く環境の変化は著しいものがあり、学校・家庭・地域など、地域ぐるみで協働して青少年の育成に積極的に関わっていくことが必要であり、青少年の自立への意欲をはぐくむため、自発的に学び、活動する青少年を育成し支援する事業を実施します。





#### (イ) みんながつながるちがさきの地域福祉プラン等に基づく事業

誰もが個人として尊重され、その人らしく暮らせるよう、福祉への理解と関心を広め、人々の交流や福祉活動を促進するための取り組みを推進します。

「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」に基づき、地域福祉活動を担うボランティアを継続的に育て・活動を継承するために、施設で活動するボランティア団体等に協力をいただきながら、身近な場所で学習や体験ができる環境づくりを進めます。

「一次予防」を重視した生活習慣病予防の情報提供を行い、個人の健康づくりへの意欲を支援するとともに、健康づくりに関わる関係団体との連携の取れた、効果的な取り組みの推進を図ることを目指した事業を実施します。

#### (ウ) 豊かな長寿社会に向けたまちづくり基本方針に基づく事業

団塊世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）頃までに、現役を引退した高齢者がいきいきと暮らすためには、子育て環境の向上や高齢者への支援等により生きがいを持ち高齢者が自分らしく暮らす仕組みや、支援が必要な高齢者に対して、安心して暮らせるためのケアの仕組みの構築が大きな課題となっています。

豊かな長寿社会の実現に向けて、「子どもを産み育てやすく 子育て層が住みやすいまち」、「高齢者が生きがいを持って活躍できるまち」、「健やかな生活を営み 住み続けることができるまち」の 3 つの施策の柱と、それらを支える基盤として「ソーシャルキャピタル<sup>3</sup>の強化、醸成」を施策の柱として掲げ、これらの施策の柱間の連携を図りながら取り組みの推進を図る事業を実施します。

<sup>3</sup> 社会関係資本：人々のきずな、支え合い

### **(E) 茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業**

豊富な「人財」がいきいきと活躍し、安心して住み続けられる環境をつくることを基本目標とし、活発な市民活動を活かし、一人ひとりが地域で活躍できる環境の充実を図るとともに、多世代共生拠点となり、交流のモデルを創出し、多世代共生のコミュニティを広げる事業を実施します。

## **イ その他の自主事業等**

### **(7) 安全・安心なまちづくりの推進に係る事業**

津波一時退避場所としての機能を有する施設として、防災関係機関と連携して、津波避難対策訓練、津波一時退避場所の開設と受け入れ訓練、海浜利用者避難誘導訓練等、防災に関する事業を継続的に実施します。

### **(4) コンシェルジュ機能**

本施設では、これから「学び」に取り組もうとする市民のために、コンシェルジュ機能を設け、学習活動に適した施設や団体等を幅広く紹介するほか、相談機能を充実させ、市民が「学び」の第一歩を円滑に踏み出せるよう支援します。

### **(ウ) 協働推進事業**

協働推進事業は、市と市民活動団体が事業の企画段階から、対等な立場で、適切な役割分担により双方の責任において実施する協働事業です。

行政提案型協働推進事業として「はまかぜ菜園」等管理運営事業について、事業企画案を公募して実施します。

## **(2) 貸館事業**

自らサークル等を組織し、事業の企画や収支の責任を担って仲間とともに自主的に学ぶ活動や、市民活動（ボランティア活動、交流サロンなど）を行う団体等に対し、施設を貸し出す事業を「貸館事業」と位置づけます。

「貸館」をより能動的な事業として捉えることで、あらゆる世代の市民の学び（体験学習）や活動の活性化を図り、新たな世代間交流などの相乗効果を目指します。



## 8 施設の使用について

### (1) 使用承認について

本施設を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けるものとします。

また、次のいずれかに該当する場合は、承認しないことができるものとします。

- ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- イ 集団的に又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき
- ウ 施設や附帯設備を損傷するおそれがあると認められるとき
- エ その他、施設の管理上支障があると認められるとき

なお、教育委員会は、使用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付すことができるものとします。

### (2) 使用申請について

本施設の使用にあたっては、多くの方が利用しやすいよう公民館や青少年会館同様に「公共施設予約サービス」を導入し、市役所を始めとする各公共施設に設置されている公共端末やご家庭のパソコンやスマートフォンなどから仮申請を行えるようにします。

### (3) 使用料について

集会室、多目的室、音楽室等占有して使用する諸室の使用料は有料とし、その使用料は、維持管理経費から面積あたりの単価を求めて算出します。

使用料の額については、『「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定に向けた方針』（参考資料1）に基づき、維持管理費、年間の開館日数、面積を単位として1時間ごとの使用可能な区分を設定します。

なお、使用料のあり方やロッカー等の使用料については、市の他の施設や近隣施設とのバランスに配慮して設定します。

### (4) 使用料の減額免除について

本施設は、あらゆる世代が学び、楽しみ、交流する事業（機会）や場を市が提案していくことから、公的関与の必要性が高い公の施設として、「使用料等の減額免除の見直しについて」（平成29年2月策定）（参考資料2）における統一的な減額免除基準I類を採用します。

## 統一的な減額免除基準Ⅰ類

### ■公的関与の必要性が高い公の施設

区分	摘要範囲
免除	市が主催または共催するとき
	結成から2年以内の公共的団体が団体本来の活動目的で利用するとき
減額（50%）	公共的団体が団体本来の活動目的で利用するとき

#### 【参考】

## 統一的な減額免除基準Ⅱ類

### ■公的関与の必要性が低い公の施設

区分	摘要範囲
免除	なし
減額	なし

## 9 駐車場について

本施設の整備にあたり、新たに12台の駐車場を設置します。

この駐車場については、本施設があらゆる方が様々な体験プログラムを通じて交流する本施設の目的に則り、原則として資機材等の搬出入、障害のある方や妊産婦等の優先駐車場として運用します。

なお、新たに整備する12台の駐車場を含めて、茅ヶ崎公園内には160台の駐車場があります。公の施設の駐車場については、民間による同種のサービスが提供されていること、利用者が限定されること、目的外駐車による利便性の向上が期待できること等の理由により、そのあり方については、『「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定に向けた方針』（参考資料1）に基づき検討していきます。

## 10 その他施設の管理に必要な事項について

その他、施設の管理に必要な事項としては、他の利用者に迷惑をかける行為をしてはならないこと等を定めることとします。

- (1) 施設内における販売行為等の禁止について
- (2) 施設の設備等の制限（備付け以外の器具の利用における承認）について
- (3) 施設の利用における原状回復の義務について
- (4) 施設内の損傷等に係る損害賠償について
- (5) 施設への入館制限等について
- (6) 管理上の立入りに関して